

その実務①
『民事信託』と
知っておきたい
弁護士が



一般社団法人
民事信託
活用支援機構・理事

弁護士
伊東大祐氏

一般社団法人 民事信託活用支援機構
民事信託に関わる専門家同士が連携し、民事信託の健全な活用を実現することを目的に2015年に設立。専門家会員組織『専門家協議会』の会員に対し、相続・事業承継対策等のための信託の活用に関する提案業務の援助、信託活用に関する情報提供により会員を支援。お問い合わせURL: <http://www.shintaku-shien.jp/>

第1回 相続法改正の概要

昨今、弁護士に対し、専門家として適切なアドバイスを求められる『民事信託』。この連載では、『民事信託』の最新事情を一般社団法人民事信託活用支援機構より全面的な協力を得てお届けします。第1回目は、『民事信託』と密接に関わる『相続』の知識として「相続法改正」を解説します。

① 法改正の成立と施行

2018年7月6日に成立した民法（相続関係）等の改正は、7月13日に公布されました。施行は、原則として公布の日から1年以内ですが、配偶者の居住の権利は公布の日から2年以内に、遺言書の方式緩和は半年後の2019年1月13日から施行されます。

中間段階で種々取り沙汰された改正案より改正点は相当整理されましたが、それでも大きな内容を含む法改正になりましたので、以下ポイントを説明します。

② 改正内容の骨子

改正内容の骨子は、①配偶者の居住権、②遺産分割等に関する見直し、③遺言制度に関する見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続の効力等に関する見直し、⑥特別の寄与ですが、特に重要な①、④、⑥について項を改めて説明し、その他のものについては注意点のみをまとめて後述します。

③ 配偶者の居住権

(1) 相続に伴い被相続人所有建物に居住していた配偶者の居住を保護するもので、遺産分割等までの間

についての「短期居住権」と、遺産分割等の後その配偶者が終生住める「配偶者居住権」（制度検討の過程で長期居住権と言われていたもの）があります。

(2) 配偶者居住権は、遺産分割協議・調停で配偶者がそれを取得する合意が成立するか、被相続人が遺言で配偶者居住権を与えた場合に取得できますが、家庭裁判所の遺産分割の審判でも、不利益を受ける建物所有者の不利益を考慮してもなお、取得を希望する配偶者の生活維持に特に必要があると認めるときには、取得させることができるものとされました。

④ 遺留分制度の見直し

(1) 遺留分については、その法的性質から、抜本的な見直しがされることになりました。

(2) 遺留分については、減殺請求権の行使により侵害行為の効力を一部喪失させ、物権的効果が生じて物件上に侵害割合に応じた共有持分権が生ずるとするのが現行法の帰結です。改正法は、これを、遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求権に改め、これまでのように遺産自体に物権的持分権を取得するのではなく、金銭の支払いを請求できるとどまることになりました。その結果、財産の共有状態が生ずることは避

改正項目	改正法条
1. 配偶者の居住権を保護するための方策	配偶者短期居住権の新設 新民法1037条-1041条
	配偶者居住権の新設 新民法1028条-1036条
2. 遺産分割等に関する見直し	配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示推定規定） 新民法903条4項
	仮払い制度等の創設・要件明確化 新民法909条の2
	遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲 新民法906条の2
3. 遺言制度に関する見直し	自筆証書遺言の方式緩和 新民法968条
	遺言執行者の権限の明確化 新民法1007条、1012条-1016条
	公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設 遺言書保管法
4. 遺留分制度に関する見直し	新民法1042条-1049条
5. 相続の効力等に関する見直し	新民法899条の2
6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	「特別の寄与」の創設 新民法1050条
	「特別の寄与」の制度創設に伴う家庭裁判所における手続規定 新家事事件手続法216条の2-216条の5

けられますが、遺留分請求に対して支払うべき金銭の準備が必要となるので、裁判所による相当の期限の許与の制度も設けられます。

(3) 相続人に対する生前贈与については、特別受益に該当するものは相当以前のものについても遡って減殺の対象となっていました。改正法は当事者双方が遺留分侵害を知って行った場合を除き、10年内の贈与に限ることに改められます。

(4) 現行法では、相続開始と「減殺すべき贈与又は遺贈」を知ったときから1年内の減殺請求の意思表示で物権的効果が生じることとされていましたが、金銭債権化した遺留分請求権も、相続開始と「遺留分を侵害する贈与又は遺贈」を知ったときから1年内に行使しないと時効消滅します。また、相続開始から10年を経過したときも、時効消滅します。

⑤ 特別の寄与

相続人の配偶者等、相続権がない親族が財産の維持保全に特別の寄与をしても何らの権利も認められていませんが、改正法はそれらの特別寄与者に寄与に応じた特別寄与料の支払を請求できることとしました。

⑥ その他の改正項目

(1) 遺産分割等に関する見直しについては、①婚姻期間20年超の夫婦間居住用不動産の贈与・遺贈について、持戻し免除の意思表示ありと推定、②最高裁判例変更で遺産分割の対象となった預貯金についても一定範囲は単独で権利行使可能となったことなどに注意が必要です。

(2) 遺言制度の見直しは、①自筆証書遺言の要件が緩和され、②自筆証書遺言の預かり制度が創設されて法務局に預けられた自筆証書遺言については、家庭裁判所での検認手続きを経る必要がなくなることなどが重要です。

(3) 相続の効力等に関する見直しについては、遺言によって法定相続分を超える遺産を取得したときは対抗要件を備えるべきこととされたことが重要です。速やかに登記しないと、他の相続人の債権者から差し押さえられると対抗できません。

⑦ その他の改正項目

法改正の概要は以上のとおりですが、法制審議会民法（相続関係）部会第26回会議（平成30年1月16日開催）の部会資料に詳細な記載があります。ダウンロードもできます（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900346.html>）ので、そちらもご参照いただければと存じます。



Profile | 伊東大祐氏

村上総合法律事務所、弁護士（東京弁護士会信託法研究部・平成24年度・25年度部長）。一般社団法人民事信託活用支援機構理事・同機構専門家協議会副会長。ひまわり信託研究会代表。日本弁護士連合会信託センター員。信託法学会員。新井誠教授主宰民事信託研究会メンバー。



民事信託 受託者の実務

（一社）民事信託活用支援機構・編
日本法令
376頁/A5判/3,780円（税込）

民事信託実務を基礎知識のほか、書式例、フローチャート、チェックリストを示して解説。巻末には関連法令を集約。